

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、役員（理事・監事）の報酬、手当および退任慰労金等に関する取扱事項について定める。

（報酬の支給）

第2条 報酬については次のとおりとする。

1. 理事長および常勤の理事

別表1のとおり支給する。

ただし、職制上もしくは教職員との兼務者となる理事については「給与規程」および「賞与支給規程」による支給額に加え支給するものとする。

2. 非常勤理事および監事

別表2のとおり支給する。

（退任慰労金の支給事由）

第3条 退任慰労金は、在任期間1年以上の役員に次の事由により支給する。

（1）辞任

（2）任期満了

（3）解任

（4）死亡

（退任慰労金の支払い）

第4条 役員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。ただし、任期満了後引き続き役員に就任したときは、実際に退任するとき、その通算の在任期間分を支給するものとする。

2. 役員が死亡により退任した場合の退職慰労金の受領者は次の順序による

（1）配偶者

（2）直系卑属

（3）直系尊属

（4）兄弟姉妹

（5）死亡当時に本人の収入により生計を維持されていたもの

（退任慰労金算出の基準報酬額）

第5条 退任慰労金の基準額については退任の日における第2条の報酬月額を基準報酬額とする。

(退任慰労金の算出方法等)

第6条 退任慰労金は前条に規定する基準報酬額に、次に掲げるそれぞれの在任期間ごとの割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 4年超8年以下の期間については、1年につき100分の150

(3) 8年超12年以下の期間については、1年につき100分の175

(4) 12年超の期間については、1年につき100分の200

2 任期満了後引き続き役員に就任した場合の退任慰労金は、常勤および非常勤の役員であった在任期間ごとに通算し、それぞれ計算の上合算した額とする。

3 1年に満たない期間は年間365日として日割り計算とする。

4 前項の規定にかかわらず、在任期間中に病気その他の理由により6ヶ月を超え役員の職務を行えないときは、その期間を在任期間から控除する。

(退任慰労金の最高限度額)

第7条 前条の規定により計算した退任慰労金の額が、役員の退任の日における報酬月額に63を乗じて得た額を超えるときは、前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退任慰労金の額とする。

(退任慰労金の支給日)

第8条 退任慰労金は、退任の翌月末日に支給する。

(退任慰労金の加給)

第9条 特別の事由がある者については、理事会の議を経て退任慰労金を加給して支給することができる。

(交通費)

第10条 交通費は、非常勤の役員が(教育職員もしくは事務職員であるものを除く。)理事会等に出席した場合に原則として自宅から勤務地までの公共交通機関を用いた最短かつ経済的経路により支給し、1日の往復単価の上限は3,000円とする。それを超える遠隔者の場合は、東成学園出張旅費規程により支払う。

(出張旅費)

第11条 役員が出張した場合、当該役員に対し東成学園出張旅費規程により旅費等を支払う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認による。

- 附 則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 退任慰労金の支給額計算においては、本規程施行日以降の期間で計算する。
ただし、役員に係わる退職等の支給額が本施行日前日の計算において存在する場合、過去の役員就任期間を通算し計算し、本施行日前日における旧規定の計算上の支給金額を下回らない額とする。
- 3 旧「役員報酬規程」、「役員報酬基準」および「役員退職慰労金規程」については廃止する。
- 4 この規程は、令和4年5月27日より施行する。
- 5 この規程は、令和6年9月1日より施行する。
- 附 則 2025（令和7）年4月1日改正施行

別表1

常勤の役員の報酬

理事長および職制上の兼務者以外の理事

理事長	月額100万円	賞与3.5ヶ月（内上期は1.5ヶ月）
業務執行理事	月額65万円	賞与3.5ヶ月（内上期は1.5ヶ月）

職制上もしくは教職員との兼務者である副理事長・常務理事・理事

副理事長	月額15万円	賞与2ヶ月（上期・下期とも1.0ヶ月）
業務執行理事・理事	月額6万円	賞与2ヶ月（上期・下期とも1.0ヶ月）

別表2

非常勤の役員の報酬

理 事	月額4万円	賞与3.5ヶ月（内上期は1.5ヶ月）
監 事	月額4万円	賞与3.5ヶ月（内上期は1.5ヶ月）